

公共施設の利用に関するチェックリスト

令和５年５月８日(月)から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザなどと同じ「５類感染症」に変更されます。これに伴い、これまでの「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、「個人の選択を尊重し、県民の皆様の自主的な取組みをベースとしたもの」に大きく変わります。

移行後の基本的感染対策は、個人や事業者の判断が基本となります。判断にあたっては次の点を参考にしてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 感 染 防 止 策 | 確認 ☑ |
| マスクの着用 | マスクの着用は「個人の判断」が基本となります。ただし、以下のような場合には注意しましょう。1　周囲の方に、感染を広げないためにマスクを着用しましょう。2　ご自身を感染から守るためにマスク着用が効果的です。 |  |
| 手洗い等の手指衛生 | 新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として引き続き有効です。 |  |
| 換　気 | 新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として引き続き有効です。 |  |
| 「三つの密」の回避人と人との距離の確保 | 流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効） |  |